

米国におけるフォースマジュール条項
－実務上の意義および留意点－

2022年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部

サンフランシスコ事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

1. 米国でのビジネスにおけるフォースマジュール条項の位置付け	2
(1) 「フォースマジュール (Force Majeure) 」とは?	2
(2) 「フォースマジュール条項」とは?	2
(3) フォースマジュール事由の設定	2
(4) フォースマジュール条項適用の手続き・当事者の義務	2
(5) フォースマジュール条項適用の効果	3
2. フォースマジュール条項適用における判断基準およびサンプル条項.....	4
(1) 米国における一般的な契約解釈	4
(2) 日本と米国の契約実務の相違に基づく留意点	4
(3) 米国における契約解釈－具体的な条項を題材に.....	5
3. 具体的検討－このケースで、フォースマジュール条項は使えるのか?	7
(1) 州・自治体による自宅待機命令の発出.....	7
(2) 従業員の新型コロナウイルスの集団感染の発生.....	8
(3) 港湾の混乱による納品遅延	9
(4) 半導体不足やエネルギー価格の上昇による原材料の調達困難.....	9
(5) 自然災害によるビジネス活動の制限	10
(6) ストライキ、デモ、暴動などによるビジネス活動の制限.....	10
4. 実務的対応.....	11
(1) 立場による望ましい条項の違い	11
(2) フォースマジュール条項を適用する場合の対応.....	12
(3) フォースマジュール条項の適用を相手方から宣言された場合の対応	13
(4) おわりに－今後の契約締結における留意事項	13

はじめに

本レポートでは、米国におけるフォースマジュール（不可抗力）条項の実務上の意義・留意点について解説する。新型コロナウイルスなど感染症の拡大や、自然災害の発生、世界的なサプライチェーンの混乱など、契約時に想定してしない事象により、契約内容の履行が難しいケースが発生するのは珍しくない。また、米国は一般的に、契約書に記載されている内容が合意の全てであり、フォースマジュール条項の扱いが重要になる場合もみられる。他方、当該事案がフォースマジュール条項に認められるかどうかは難しい論点でもある。

本レポートは、1. 米国でのビジネスにおけるフォースマジュール条項の位置付け、2. フォースマジュール条項の適用における判断基準およびサンプル条項、3. 具体的なケースにおけるフォースマジュール適用の可否（州・自治体による自宅待機命令の発出、従業員の新型コロナウイルスの集団感染の発生、港湾の混乱による納品遅延、半導体不足やエネルギー価格の上昇による原材料の調達困難、自然災害によるビジネス活動の制限、ストライキ・デモ・暴動などによるビジネス活動の制限）、4. 実務対応（フォースマジュール条項を適用する場合の対応、フォースマジュール条項の適用を相手方から宣言された場合の対応など）について、日本企業向けに解説する。

本レポートが、米国向けビジネスを開始・維持・拡大する上で、フォースマジュール条項の実務上の意義・留意点の理解の一助となれば幸いである。

2022 年 6 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

1. 米国でのビジネスにおけるフォースマジュール条項の位置付け

(1) 「フォースマジュール (Force Majeure)」とは？

「フォースマジュール (Force Majeure)」とは、フランス語の「大いなる力」を語源とし、日本語では「不可抗力」を意味するところ、一般的には「人の力ではどうすることもできない力や事態」を指すとされます。なお、フォースマジュールという用語が近代の法令に初めて導入されたのは 1804 年制定の「フランス人の民法典 (いわゆるナポレオン法典)」とされていますが、下記に説明するフォースマジュール条項の趣旨および理念は、3700 年以上前のハンムラビ法典や古代ローマの法令にも表れており、古くから取引上の 1 つの論点となっていたことがうかがえます。

(2) 「フォースマジュール条項」とは？

契約の世界における「フォースマジュール (不可抗力) 条項」とは、一般的に「契約に基づく引渡しや履行を実質的に不可能または著しく困難にする、予測不可能な外的要因・状況が発生した場合に適用される条項」を意味します。すなわち、契約上、当事者が負う債務に関して、通常の履行不能や履行遅滞については、一方当事者 (有責当事者) に何らかの帰責性が存在することから、当該有責当事者が責任を負うことが、公平性の観点から妥当と導けるものの、いわゆるフォースマジュール事由が発生した場合、双方当事者には何ら帰責性もないため、公平性の観点を維持しつつ法的安定性を確保するために、予め当事者間でこのような場合の帰結について合意しておくことになります。

このように、フォースマジュール条項は契約書上の個別条項を指すところ、契約書は当事者間の合意内容を反映しているため、個別契約において「何がフォースマジュール事由に該当するか」「フォースマジュール条項を適用する際の手続きや適用を主張する当事者の義務はどうなっているか」「フォースマジュール事由が発生した場合、各当事者にはどのような権利義務が発生するか」などのポイントに基づき、同条項を定めることとなります。

(3) フォースマジュール事由の設定

フォースマジュールとは特定の事象を示さず、当事者の合理的支配を超えた事象を抽象化した用語であるため、契約書では、フォースマジュール条項の適用対象を具体的に定める必要があります。

フォースマジュール事由の具体例は、本稿の後半に紹介しますが、当該事由を設定する際に重要なことは、同条項が実際に適用され得ることを前提に、過去のサンプルなどを盲目的に使用せず、現実起こり得る事象を想定して文言化することです。

(4) フォースマジュール条項適用の手続き・当事者の義務

上記 (3) や下記 (5) に加え、実務上どのような手続きを踏むことで、一方当事者 (フォースマジュール事由によって履行が困難または不可能となった当事者) はフォースマジュール条項の恩恵を受けられるかについて合意することが重要です。また、これに関連して、フ

フォースマジュール条項の適用を主張する当事者が負う義務についても契約書で明記しておく必要があります。

具体的には、①フォースマジュール事由発生後一定期間以内（例：3営業日）に相手方当事者に当該事由の発生を通知するといった事前通知義務の規定（書面通知が必要であると明記したり、電子メールによる通知を許容しつつ後に書面通知も行わせたりする場合は一般的）、②当該事由の発生によって生じる損害の軽減義務の規定（例：代替品の確保など）、③当該事由が終了した場合の事後通知義務の規定などが考えられます¹。

(5) フォースマジュール条項適用の効果

フォースマジュール条項は契約条項の1つに過ぎず、当該事由の発生によって直ちに何らかの法的効果が発生するわけではありません。契約当事者は、当該事由が発生した場合に生じ得る法的効果について予め合意しておく必要があります。

この点、フォースマジュール条項の適用効果として定められる一般的な規定例は、以下の通りです。なお、下記の規定例はどれか一つを選択するものではなく、取引内容などを踏まえ、カスタマイズすることになります²。

(A) 一部または全部の債務履行・遅滞の免除

“Any delay or failure of either Party to perform its obligations under this Agreement will be excused.”

(B) 契約書で定めた代替手段や価格調整の実施

“Buyer may purchase goods from other sources without liability to Seller, and require Seller to reimburse Buyer for any additional costs.”

（注：代替品調達の場合）

(C) 履行期間（期限）の延長

“...should resume the performance of its obligations as soon as reasonably practicable after the removal of the cause.”

（注：上記(A)と併せて、履行期間の延長を規定しているパターン）

(D) 解除権の発生（解除方法に関する規定を含む）

“The other Party may thereafter terminate this Agreement upon ten days’ written notice.”

¹ 具体的な規定内容は本稿で紹介しているサンプル条項をご参照ください。

² 典型的な製造関連契約（最終顧客による業者指定が厳格に行われる場合が多い）では、(D)の解除権の発生まで生じると定めている例は比較的少なく、(A)の履行の免除ないし(C)の履行期間延長が効果としては一般的といえます。その他の代替的先が多くある業態では、解除権まで含む例も多くあります。

2. フォースマジュール条項適用における判断基準およびサンプル条項

次に、米国の契約実務におけるフォースマジュール条項の位置付けや留意点を解説します。

(1) 米国における一般的な契約解釈

米国における契約解釈の特徴として、口頭証拠排除原則やフォー・コーナース・ルールと呼ばれる準則があります。前者はコモン・ロー上の原則で、裁判所は契約書と矛盾またはその内容を変更するような他の証拠（例：別の口頭合意）を考慮しないというものです。また、後者は文字通り「契約書の4隅」を指し、契約書外の事情（＝4隅の外にある事情）は考慮しないという原則です。

いずれも例外はあるものの、米国における契約解釈の根底にある考え方といえます。

(2) 日本と米国の契約実務の相違に基づく留意点

米国における一般的な契約解釈と比べ、日本は契約解釈にあたり、当事者間の協議状況や交渉内容、業界の慣習といった「契約書外の事情」を重視する傾向にあると見受けられます。

これに対して、米国では、上記(1)で挙げた不文律に加え、契約書に「契約を締結する前の協議状況などは一切解釈の参考としない」という趣旨の規定を明記する 경우가多く存在します。フォースマジュール条項との関係でいえば、このような条項が存在する場合、契約書に明記していない事象については、たとえ契約書外の協議においてフォースマジュール事由への該当性が示唆されていたとしても、フォースマジュール条項の適用が認められないとされる可能性が高くなります³。したがって、米国では契約実務上、「契約締結時点で想定されるフォースマジュール事由」を漏れなく列挙する必要があります。

「契約締結時点で想定されるフォースマジュール事由」は、新型コロナウイルスを含むパンデミックや戦争など全世界的または全米的な事象のみならず、契約相手方や取引が行われ

³ なお、契約書上の合意内容であるフォースマジュール条項だけでなく、目的達成不能の法理などに基づく主張が行われることもあります。例えば、サンタンデル銀行ブラジル法人とアメリカン航空が争った裁判（No. 20CV3098RPKRER, 2021 WL 4820646, at *3 (E.D.N.Y. October 15, 2021)）では、毎年一定のマイル数獲得を前提とするクレジットカードキャンペーンに関する契約について、パンデミック発生を受けた、サンタンデル銀行ブラジル法人による参加料金の支払義務の有無が争われました。具体的には、サンタンデル銀行は、パンデミックを理由にフライトが減少したことを受け、①フォースマジュール条項に基づく主張に加え、②目的不達成の法理も合わせて主張したところ、裁判所は、一般論としてパンデミックがフォースマジュール事由になり得ることは認めつつ、当該契約書上のフォースマジュール事由（フライトが最低90日以上ストップする必要あり）には該当しないことを理由に、①のフォースマジュール条項に基づく主張は排斥、②の目的不達成の法理に基づく主張については、予測不能なパンデミックの発生により契約目的が達成不能になったとしてこれを認めています。

る州・地域を意識しなければいけません。例えば、南部の州であれば竜巻やハリケーン、北部の州であれば吹雪など気象リスクを考慮する必要があります。

(3) 米国における契約解釈－具体的な条項を題材に

米国のフォースマジュール条項について、以下の例を参照しながら解説します。

【条項例①：フォースマジュール事由・効果】

No party shall be liable or responsible to the other party, nor be deemed to have defaulted under or breached this Agreement, for any failure or delay in fulfilling or performing any term of this Agreement (except for any obligations to make payments to the other party hereunder), when and to the extent such failure or delay is caused by or results from acts beyond the impacted party's ("**Impacted Party**") [reasonable] control, including, without limitation, the following force majeure events ("**Force Majeure Event(s)**"):
(a) acts of God; (b) flood, fire, earthquake, or explosion; (c) war, invasion, hostilities (whether war is declared or not), terrorist threats or acts, riot or other civil unrest; (d) government order, law, or actions; (e) embargoes or blockades in effect on or after the date of this Agreement; (f) national or regional emergency; (g) epidemic, pandemic or other significant public health emergency; (h) strikes, labor stoppages or slowdowns, or other industrial disturbances; (i) shortage of adequate power or transportation facilities; and (j) other similar events beyond the reasonable control of the Impacted Party.

※ 「Agreement」「Impacted Party」「Force Majeure Event」などの用語は契約書上、適宜定義することとなるので、必ずしもこの呼称にこだわる必要はありません。

条項例は、①フォースマジュールに該当する事由と②当該事由が発生した場合の効果について規定しています。

フォースマジュール事由の設定

①について、条項例では(a)から(j)まで 10 個の事由を列挙されています。注目点として、(g)は感染症を意識した項目であり⁴、(j)は包括条項となっています⁵。コロナ禍以前に締結された多くの契約書は、感染症について明記していませんでしたが、昨今フォースマジュール条

⁴ なお、新型コロナウイルスに関しては、既に世界的な事象として定着しており、新規取引を開始する際は所与のものとなります。今後は、単純に感染症の蔓延を明記するのではなく、感染症の流行に伴うロックダウンや工場閉鎖のように、より特定した表現が必要になってくるように思われます。

⁵ 後述の通り、フォースマジュール条項は、適用を主張する側と主張される側で捉え方が異なるところ、主張される側は包括条項を含めない方がよいといえます。他方、包括条項の追加は、主張する側にとって単に対象事由を広めるだけでなく、包括条項の適用対象それ自体を議論の対象にして交渉を長引かせられるという実務的なメリットが存在します。

項の意義が再認識され、契約書に明記することの重要性を踏まえ、規定に加える事例が増えているようです。

なお、フォースマジュール事由の記載に関して、「契約を履行するために使用される設備に影響する事由に限る（例文：affecting the facilities used for the performance of this Agreement）」といった文言を加えることで、当該事由が発生しても使用設備に問題がなければ、当事者は履行義務を免れないとすることも合理的といえます。

フォースマジュール条項適用の効果

②について、条項例は一切の責任から逃れられるとし、フォースマジュール事由の影響を受ける当事者に有利な規定例となっています。なお、上記条項例①のかっこ書きにて「本契約に基づく一切の支払債務を除き」と言及している通り、当該事由の影響を受けるのは製造など実働的な債務を負う当事者であることが多く、フォースマジュール条項は金銭債務を負う当事者に適用されないと明記する場合もあります⁶（少なくとも製造側である場合、買主側には適用されない旨主張することは合理的といえます）。

⁶ 日本の民法と異なり、米国には、金銭債務はフォースマジュールによっても免責されない旨の法令が存在しないため、制限をかけない場合、金銭債務のみ負う当事者も当該条項の適用を主張できます。

【具体例②】 フォースマジュール事由発生時の手続き・当事者の義務

The Impacted Party shall give notice of the Force Majeure Event to the other party within ten (10) days from the occurrence of the event, stating the period of time the occurrence is expected to continue. The Impacted Party shall use diligent efforts to end the failure or delay and ensure the effects of such Force Majeure Event are minimized. The Impacted Party shall resume the performance of its obligations as soon as reasonably practicable after the removal of the cause. In the event that the Impacted Party's failure or delay remains uncured for a period of ten (10) consecutive days following written notice given by it under this Section, the other party may thereafter terminate this Agreement upon two (2) weeks' written notice.

続いて、条項例②では、フォースマジュール事由が発生し影響を受けた当事者の義務として、発生から10日⁷以内の通知が要請されています。

影響を受けた当事者は、(i)フォースマジュール事由の影響を最小限にとどめる、(ii)当該事由が終了次第、直ちに債務の履行を再開することが義務付けられており、フォースマジュール条項の恩恵を受ける当事者にとって比較的厳しい（＝同条項の適用を主張される側の当事者にとって望ましい）内容となっています。

また、フォースマジュール事由が一定期間継続し、債務の履行が見通せないことを理由に、相手方当事者に解除権が発生する旨を定めることがあります。上記条項例では、(i)フォースマジュール事由による債務の履行不能ないし遅滞が10日以上継続した場合、(ii)相手方当事者は書面通知によって2週間後に契約を解除できると規定しています。相手方当事者として、フォースマジュール事由発生時に契約関係から脱却する方策を確保することは、契約交渉において合理的な要請となります。

3. 具体的検討—このケースで、フォースマジュール条項は使えるのか？

以下では、上記2(3)で示した条項を基礎として、具体的な局面におけるフォースマジュール条項の適用可否を検討します。

(1) 州・自治体による自宅待機命令の発出

【具体例】

新型コロナウイルスの流行を理由に、カリフォルニア州が自宅待機命令を発出

⁷ 日数（営業日ベースか否かを含む）に関して、影響を受ける側は、想定されるフォースマジュール事由が発生した場合の状況、外部連絡に要する時間軸などに照らして検討します（製造ラインへの影響が大きい業態であれば3営業日以内といった設定が行われる場合もあります）。また、日数の設定に際して、起算日を意識することも必要です（条項例②は、フォースマジュール事由の発生日と規定していますが、当該事由終了日から〇日という定め方もあり得ます）。

新型コロナウイルスの流行や悪天候を理由に、州や自治体から自宅待機命令が発出され、従業員の出勤が制限される場合があります。この時、同令が命令なのか、それとも勧奨なのかによって対応が変わってきます。もし同令が強制力を伴う命令であれば、当事者のコントロールを超えているため、条項例①(d)の適用主張が容易になると考えられます。

これに対して、勧奨、すなわち強制力のない指示であった場合、(少なくともフォースマジュール条項の適用を争う側からすれば) コントロールを超える事象ではないとの主張が可能になると思われます⁸。再反論として、形式的に勧奨となっているものの、州・自治体のメッセージや業界全体としての対応状況に照らして、命令に相違ないと言われる可能性があります。もっとも、勧奨である以上、フォースマジュール条項の適用主張には困難を伴うと考えられます。

なお、最近の判例では、飲食店を展開するヒッツ・レストラン・グループが、コロナ禍でレストランを運営できず賃料を支払えなくなった要因として、イリノイ州の自宅待機命令を契約書に掲載されたフォースマジュール事由と主張し認められました (No. BR 20 B 05012, 2020 WL 2924523 (Bankr. N.D. III. June 3, 2020))。ただし、このような判例は、個別契約の詳細や訴訟外の事情の影響も受けているため、必ずしも全ての同種事例に適用されるものではない点にご留意ください。

(2) 従業員の新型コロナの集団感染の発生

【具体例】

工場で集団感染が発生し、人員不足となり製造ラインの維持が困難に

職場で集団感染が発生した場合、直感的にフォースマジュール事由に該当するように思われます。しかし、フォースマジュール条項の適用は簡単ではありません。適用を主張する側の当事者は、(i)集団感染を避けられなかったのか、(ii)感染が拡大する中、操業に支障が出ないシフトの組み方はできなかったのか、(iii)単なる人員不足であれば、臨時採用によって製造ラインを維持できないのか、などの反論に対する回答が求められます。すなわち、集団感染による製造ラインの維持困難が、当事者のコントロールを超えた事象であることを示す必要があり、当時の感染状況や各社の対応を考慮した上で、フォースマジュール条項の適用可否が決められることになります。

⁸ 条項例(d)への該当可否も別途論点になり得ますが、フォースマジュール条項の趣旨(当事者の合理的な支配を超えた事象についての公平の見地からの対応)に照らせば、行政機関による全ての行為がフォースマジュール事由に該当するとの立論には困難を伴うと思われます。

これに対して、感染者が開発責任者や工場管理責任者、特殊技能者など代替不可能な従業員である場合、条項例の (g) または (j) の適用を主張できる余地があるといえます。なお、代替不可能な従業員がいる場合には、適用の可能性を高めるために、フォースマジュール条項の中で、従業員が継続勤務不能となった場合を明記しておくという対応も考えられます。

(3) 港湾の混乱による納品遅延

【具体例】

港湾でストライキが発生し人員不足に陥った結果、納品に遅れが発生

昨今、港湾での労働争議や全世界的な物流サービスへの需要過多により、港湾の運営に支障が生じる事象が頻発しています。当該事象に関して、港湾全体でストライキが発生し、運営が完全に停止するなどの例外を除けば、フォースマジュール条項の適用は難しいと考えられます。また、このような場合、基本的に包括条項（条項例(j)）の適用可否が問題となりますが、単なる人員不足であれば慢性的な問題であり、予見不可能な事態ではないと反論されることが想像されます⁹。

港湾において、物流業者など契約外の第三者に生じた事象に関して、ハットン・コントラクトとコフィービル市が争った裁判（487 F.3d 772（10th Cir. 2007））では、一般論として、契約当事者に含まれない下請け業者やサプライヤーが納品などの履行を遅延した場合は、フォースマジュール事由に当たらないと判断されています¹⁰。

なお、実務的には、納期を遅滞した側の当事者は、上記の適用困難性を認識しつつフォースマジュール条項の適用を宣言し、相手方と納期の再設定や代替方法を模索して、交渉を進めることが現実的な対応になると思われます。

(4) 半導体不足やエネルギー価格の上昇による原材料の調達困難

【具体例】

エネルギー価格の高騰に伴い、製造原価も高騰し採算が取れない

⁹ 「サプライチェーンにおけるコントロール不能な事象」をフォースマジュール事由に含めることも考えられますが、裁判所がその適用が認めるのかは自明でなく、想定可能なあらゆる事象を当該事由として含めるという対応は難しいように思われます。

¹⁰ 代替不可能な第三者の使用が契約書に明記されている場合、結論が変わりうる点ご注意ください。

原材料の調達困難に関して、単なる価格上昇はフォースマジュール事由として認められないと思われ¹¹。判例をみても、およそ予見不可能な場合を除き、市場における需要の変化は当該事由たり得ないとされています¹²。

(2)と同様、例えば自社の特注部品を生産している工場で火災が発生し調達不能に陥り、代替製品は存在するが納入先の承認を得ておらず、即時代替が実質的に不可能な場合、フォースマジュール条項の適用を主張する余地はあると思われ¹³。

なお、原材料価格の高騰などが事前に予測できる場合は、実務上、契約書に販売価格の調整条項を別途設けることも考えられます¹³。

(5) 自然災害によるビジネス活動の制限

【具体例】

ハリケーンによって停電が発生し、工場の操業が不能に

自然災害は、コロナ禍以前にフォースマジュール事由の典型例として列挙され、適用可能性が最も肯定されやすいものでした。しかし、2005年8月のハリケーン・カトリーナ襲撃の際にこの予測可能性について議論が起きて以降、定期的に発生する自然災害については、「予測可能性はなかった」と捉えられない場合があり、実際に発生した災害の規模や、通常予見される同種災害との乖離の程度にも左右されます。

2(1)で既述したように、自然災害は地域性があるため、契約履行の地域や製造場所などに応じて、適切な事由を明示することが必要です。また、自然災害に関しては、復旧作業が長期化する可能性があり、フォースマジュール条項の効果を継続させる観点から、(i)代替品の確保義務や(ii)履行が一定期間滞った場合の相手方当事者への解除権発生といった手当てを定めておくことが重要になります。

(6) ストライキ、デモ、暴動などによるビジネス活動の制限

【具体例】

政権運営に反対するデモの過程で暴徒化した参加者が店舗を破壊、営業不能に

¹¹ 価格上昇の背景として、戦争などより大きな事象が関係する場合には、当該事象をもってフォースマジュール条項の適用を主張することも考えられますが、戦争などによる価格の高騰だけでは認められない可能性が高いと思われ¹³。

¹² レキシング・クオリティ・エッグズとレンブラント・エンターズが争った際の判例 (360 F. Supp. 3d 817, 841 (S.D. Ind. 2018)) など

¹³ 特定材料の市場価格を調整係数として設定し、一定期間中の価格変動を取引価格の変動とひも付けるといった価格調整条項を設ける場合があります。

上記(1)～(5)の各事由のほか、フォースマジュール条項の適用が問題となる事象として、ストライキやデモ・暴動が挙げられます。

ストライキ

ストライキは、フォースマジュール事由として明示されることが多く、条項例(h)がそれに当たります。

もっとも、米国において、従業員との労使関係の調整は企業にとって当然の義務であり、ストライキにより債務の履行が滞ったとしても、自業自得(予見でき回避可能であった)との反論が行われやすいといえます。これに対して、サプライチェーンに属する他の企業内で行ったストライキの場合、平時のコントロールは及ばない領域であるため、フォースマジュール条項の適用がより認められやすくなります。

デモ・暴動(工場や店舗の破壊)

工場や店舗、倉庫が、自社とは関係のないデモ参加者主導の暴動により損害を被り、債務の履行が不可能になった場合、当事者がコントロールを超えた事象として主張することは合理的と思われます。他方、背景事情(例:同一団体による過去の事象から、事前にデモ参加者の暴徒化が予見されたが、自社設備の保護措置などを全く講じていなかった)によって、フォースマジュール条項の適用が争われるリスクも存在します。

4. 実務的対応

最後に、これまでの解説を踏まえ、実務上の留意点を列挙します。

(1) 立場による望ましい条項の違い

フォースマジュール条項には、適用を主張する側の当事者と適用を主張される側の当事者が存在します。また、単純な製造委託契約(一方当事者の義務は金銭支払いのみ)だけでなく、双方が一定の作為義務を負う取引であっても、フォースマジュール条項の適用によって、より大きな恩恵を被る当事者が存在します。

したがって、契約交渉の段階で、フォースマジュール条項の積極適用を主張したい側となるべく適用範囲を狭めたい側が、自社の立場に応じて主張することになります。

具体的には、以下のような主張が行われます。

■適用する側：

- ・フォースマジュール事由はなるべく多く（細かく）、広く規定
- ・フォースマジュール事由に包括条項を設定する
- ・適用手続は緩やかに、かつ適用側の余計な義務は設定しない

■適用される側：

- ・フォースマジュール事由はなるべく少なく、狭く規定
- ・フォースマジュール事由に包括条項は設定しない
- ・予測可能なものや金銭評価不可の事象はフォースマジュール事由に該当しないと明記
- ・適用手続は厳格に（即時通知）、かつ損害軽減義務や適用される側の解除権などを設定

最終的な契約内容は、当事者間の交渉力やその他の事情によって変わりますが、交渉開始時点で自社にとって有利な内容や、主張すべきことを十分に把握しておくことが重要です。

(2) フォースマジュール条項を適用する場合の対応

契約締結後、取引が開始されます。取引過程でフォースマジュール条項の適用可能性のある事象が発生した場合、当該適用を主張する側の当事者は、以下に留意する必要があります。

【チェック項目】

- ① 準拠法の確認：日本法か、米国法の場合どの州法か
- ② フォースマジュール条項の有無とフォースマジュール事由の確認：当該事象に直接該当する事由は定まっているか
- ③（直接該当する事由が定まっていない場合）包括事由は規定されているか
- ④ フォースマジュール条項の適用効果は何か
- ⑤ フォースマジュール条項の適用に際して、どのような手続きが定められているか、事前通知に関して書面は必要か、期限は途過していないか
- ⑥ 損害軽減義務（代替品の調達など）は定まっていないか
- ⑦ その他当事者の義務は定められていないか（例：追加コストの配分、相手方の解除権）

フォースマジュールに該当し得る事象が発生した場合、直ちに上記事項を確認し、フォースマジュール事由の発生日時など客観証拠¹⁴を確保した上で、必要に応じて専門家の助言を受けながら、通知などの手続きを履践することになります。また、損害軽減義務など当該条項の適用が主張側の負担として存在する場合、それぞれの義務を履行したことを示す客観証拠を残しておくことも重要です。

¹⁴ 適用を主張される側にとって、客観証拠を要求する重要性は高く、客観証拠が存在しない場合は主張を否定する有力な根拠になります。どこまで客観証拠を用意するかは、相手方の要請などによって変わりますが、経済制裁であれば政府機関の発表や関連資料、天災による施設損壊であれば現場写真、原材料や人材不足の場合は調達の困難性や代替措置履行の試みに関する資料が客観証拠の例として考えられます。

なお、製造拠点が天候リスクの大きい地域に位置するなど、フォースマジュール条項の適用に必要な事象の発生が相当程度あり得る場合は、当該事象発生時の社内対応について、フローチャートを作成し周知しておくことが有益かと思われます。また、事業中断保険や生産物回収費用保険など、加入保険によってはフォースマジュール事由発生時の損害が付保の対象になっている場合があるため、加入保険のカバー範囲を確認する必要があります。

さらに、フォースマジュール条項の適用可能性や主張の強度にかかわらず、影響を受けた債務について履行義務を負う側の当事者が、当該条項の適用を取りあえず宣言して交渉に持ち込む方法は、米国において一般的な戦略として定着している（つまり、およそフォースマジュール事由に該当しないであろう事象についても履行を免れるための方便として使用する）ことに留意が必要です。米国での契約締結にあたって無視できない戦略の1つとして念頭に置いてください。

(3) フォースマジュール条項の適用を相手方から宣言された場合の対応

フォースマジュール条項の適用を主張される側が確認すべきポイントは、基本的に上記(2)で挙げた内容と同じです。

その上で、フォースマジュール事由への該当有無に関して、利用可能な情報に基づき検証することが重要です。したがって、確定的な回答が得られるまでは、相手方に対する断定的な発言は避けるべきです（例：「当社も不可抗力だと考えます」「不可抗力事由が解消されるまでお待ちします」「不可抗力とは認めません」などの反応を記録に残すことは極力控える）。

また、特に製造業者においては、部品仕入先（契約相手方）から納品を受け、自社で製造の上、納入先に販売するという商流が形成されている場合が多く、部品仕入先からフォースマジュール条項の適用が主張された場合、納入先への対応を速やかに検討することが必要です。当該部品の在庫数量や他社からの代替品確保の可否を確認し、顧客と協議しながら取引関係に支障が出ないように最大限努めることとなります¹⁵。

(4) おわりに—今後の契約締結における留意事項

フォースマジュール条項をめぐる昨今の状況に照らして、今後の契約締結における留意事項を記述します。

(A) サプライチェーンの変化

世界中のサプライチェーンの構造が変化している事実を認識する必要があります。

¹⁵ 代替品確保などに要するコストについて、仕入先に求償できる規定があるかを確認することも重要です。

第二次世界大戦以降、米国を中心に世界市場が形成され、どこからでもモノを調達できる時代が続いてきました。しかし、昨今の米中貿易摩擦などが示す通り、経済安全保障を巡る世界情勢は不安定で、米国も徐々に内向き志向を示しつつあります。すなわち、米国はオフショアからの調達ではなく、国内または隣接国（オンショアまたはニアショア）からの調達を重視するようになっていきます。また、製造拠点を米国内に移転する動きが活発化しており、これまでのグローバルサプライチェーンが1つの転換点を迎つつあるといえます。

このような変化は、各企業のサプライチェーン構造に大きく影響するため、フォースマジュール条項の将来を検討する際、これらの世界的動向を無視することはできません。

(B) フォースマジュール条項の重要性と限界

一般論として、フォースマジュール条項の重要性は今後も増していくと考えられます。新型コロナウイルスの流行や、中国、ロシア、中東地域の不安定な政情、各地で報告される異常気象からも明らかといえます。

しかし、フォースマジュール条項は、あくまで契約当事者が合意する条項の1つに過ぎず、その効果も局所的なものにとどまります。また、適用可能性が明白な場合でも、相手方との取引関係を理由に、当該条項の主張を見送るという判断を下す例も存在します。

フォースマジュール条項は、一時しのぎに過ぎず、相手方との関係によっては、実務上適用できない場合があります。フォースマジュール条項の意義と限界を理解しておくことは重要です。その上で、適用可能性にかかわらず、当該条項を交渉材料の1つとして利用するしただたかさも必要な要素といえます。

(C) 企業として求められる「素養」

本稿では、フォースマジュール条項を通じて、米国での契約交渉に際して重要な「心構え」を説明しました。とりわけ、フォースマジュール条項の重要性およびその限界を踏まえ、不安定な状況下で、何が起きても事前準備に裏打ちされた柔軟かつ適切な対応ができる素養を企業としてもつことは重要です。

フォースマジュール条項は、不安定な状況下で自社の利益を保護するための一手段に過ぎません。そのような大局的な視座を持ち、緻密に事業を遂行しながら、契約交渉において有用であればちゅうちよく使用する（反対の立場であれば毅然として対応する）ことが、米国において必要な要素であるをご認識いただければ幸いです。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220017>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp